

発行/芦屋市役所

☎ 0797-31-2121/☎ 0797-38-2152
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
🌐 <http://www.city.ashiya.lg.jp>
✉ info@city.ashiya.hyogo.jp

■問い合わせ
障害福祉課 ☎38-2043/☎38-2178

障がい者とのふれあい市民運動会(なかよし工房通所者の作品)



「新しい公共宣言によると、日本では昔から『稼ぎがあって半人前、務めを果たして半人前、両方合わせて一人前』と言われていた」とある。稼ぎは働くことである。では、働きたくとも働けない病気や障がいを抱えた人は一人

前ではないのか?この「新しい公共宣言」では怠惰を理由に働かない人だけを指す、と注釈を付けるにしても、働くこと、他人の役に立つことを評価する市民の意識はこの宣言によってさらに強化され、一方で評価しない一握りの人々を作り上げるだろう。働ける人は働き、働きたくとも働けない人は働かなくてもいい、という優しさを人々に望むのは間違っているのか?

そして、変わらないことのも一つ。自分の生きづらさを誰にも分かってもらえない、と孤立する人たちの存在である。何らかの生きづらさを抱える人には、どんなに希少でもきつと仲間はいらねば、つながって苦しみも痛みも分かち合って支えあい、情報交換をすれば、元気になるだろう。つながりが大きくなれば、広く社会にも理解を求めていくこともできる。

芦屋市は人口約九万六千人、地域的にもつながりやすい。人々が縦横にながれば、人々がエンパワメント(安心して生きる力を獲得する)と同様に地域社会もエンパワメントする。

障がいへの理解を深めるために

- 啓発冊子を作成しました -

障がいのある人が苦手なことや、困っている場面を見かけたときに、どのような接し方をするといいか等、小学校の高学年のお子さんにも理解できるような内容になっています。

冊子は、障害福祉課・福祉センター・ラポルテ市民サービスコーナー等で配布しています。
*市のホームページでもご覧いただけます。



「ノーマライゼーション」や「インクルージョン」といった言葉を街のあちこちで耳にするようになり、障がいのある人によく見かけるようになった。障がい者福祉はこの三十年で制度上も理念上も大きく変わってきた、と感じる。

芦屋市においては、昭和六十二年の「心身障害者(児)総合福祉対策」の今後のあり方についてという答申を社会福祉審議会から受けて以来、障がい者関係団体も加わって平成二十一年には芦屋市

「私たちが抜きで私たちのことを決めないで」という当事者参加による政策立案もまた、変革の一つである。しかし、変わらないこともある。

この二十数年の間、それまでの知的、身体的障がい者に精神障がい者や難病患者も加え、保健・医療・福祉が一体となって施策を推進するように配慮されてきたし、障がい福祉サービスの利用も措置から契約へと変わった。

「私たちが抜きで私たちのことを決めないで」という当事者参加による政策立案もまた、変革の一つである。しかし、変わらないこともある。

変えるべきこと、変わってほしいこと

「障害者(児)福祉計画第五次中期計画」を立てるに至り、現在、その計画が遂行されつつある。

この二十数年の間、それまでの知的、身体的障がい者に精神障がい者や難病患者も加え、保健・医療・福祉が一体となって施策を推進するように配慮されてきたし、障がい福祉サービスの利用も措置から契約へと変わった。

【筆者プロフィール】
中田 智恵海 (なかだ ちえみ)氏
神戸女学院大学文学部卒業、関西大学大学院社会福祉学専攻。臨床心理学博士。現在、佛教大学教授(特)ひょうごセルフヘルプ支援センターおよび、きょうとセルフヘルプ支援センター代表。
著書に、「セルフヘルプグループ - 自己再生を志向する援助形態」(2009年)など。



12月3日〜9日は「障害者週間」です

国では、障害者基本法において、障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、毎年十二月三日から九日までの一週間を「障害者週間」と定めています。この機会に、障がいのある人もない人も、共に生きる社会について考えてみましょう。

障害者(児)福祉計画の実施状況

市では、障がい福祉施策のより一層の充実を図るため、平成21~26年度までを計画期間とする「芦屋市障害者(児)福祉計画第5次中期計画」を平成20年度に策定しました。この計画には4つの重点プロジェクトを定めており、その中から主な事業の実施状況をお知らせします。*計画の詳しい内容は、市ホームページでご覧いただけます。

プロジェクト1: 普及・啓発の促進

障がいへの理解を深めるための啓発冊子を作成・配布(平成22年3月)
広報あしや臨時号「障がい福祉特集号」を発行(平成22年12月)

プロジェクト2: 相談支援の充実

相談支援事業所を3カ所から4カ所に増設し、すべての相談に対応できるように、福祉センターに集約し、「総合相談窓口」を開設(平成22年7月)
権利侵害や成年後見制度の利用等に対応するため、福祉センターに「権利擁護支援センター」を設置(平成22年7月)

プロジェクト3: 障がい福祉サービス提供基盤の拡充

■心身の発達や言葉に心配のある児童を対象に、福祉センターで「障がい児機能訓練事業」を開始(平成22年8月)
「くすのきのいえ」、「みどり地域生活支援センター」の運営の一体化により施設を統合し、定員の拡大を図るため、建て替え工事を施工(平成23年3月竣工予定)

プロジェクト4: 障がいのある人の就労支援の充実

就労を目指している特別支援学校在校生等3人を、市役所内で実習生として受け入れ(平成21年11月・22年12月)
福祉センターに「就労支援相談窓口」を開設(平成22年7月)
福祉センターに「就労支援カフェ「カシュカシュ」」を開設(平成22年7月)